

令和5年1月31日

新潟市長

中原 八一 様

新潟市国民健康保険運営協議会

会 長 山崎 光子



新潟市国民健康保険料率の検討について（答申）

令和4年12月21日付、新保第2121号により諮問のありました
事項について、当協議会において慎重な審議を行いました。

その結果について別添のとおり答申します。

記

- 1 適正な国民健康保険料率のあり方について
- 2 保険料賦課限度額について

新潟市国民健康保険料率の検討について

1 はじめに

新潟市国民健康保険運営協議会は、令和4年12月21日に市長から諮問を受けた新潟市国民健康保険料率等の検討について、慎重な審議を行った。

2 審議結果

(1) 適正な国民健康保険料率のあり方について

本市の令和5年度国民健康保険事業会計は、県への納付金が前年度に比べ減少したこと等により、約2,500万円の剰余が見込まれている。

見込まれる剰余額は、本市の国民健康保険事業の規模に対して少額であり、収支はほぼ均衡と言えることから、保険料率は据え置くことが望ましいと考える。

この剰余見込額は、令和5年度中における保険料収入の不足など不確定要素や後年度の保険料負担の抑制への備えとし、今後の国民健康保険事業の安定的な財政運営に努めることを求める。

(2) 保険料賦課限度額について

国の改正と同様に、後期高齢者支援金分の保険料賦課限度額を20万円から22万円に引き上げることを妥当と考える。

3 附帯意見

今後の保険給付費の増加が懸念されるため、特定健診など、加入者の健康づくりに努め、医療費の適正化に向けた取組みを望む。